基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十六日

東京都中央区築地五丁目一番一号

ノイルイミューン・バイオテック株式会社

代表取締役　石﨑　秀信

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年四月開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十六日

東京都中央区新川二丁目二七番一号

日本シンガポール石油化学株式会社

代表取締役社長　竹下　憲昭

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年三月十六日

佐賀県伊万里市二里町八谷搦二一二番地五

株式会社伊万里鉄工所

代表取締役　松井　茂樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十八年三月十六日

岩手県盛岡市肴町三番二一号

株式会社東北堂

代表取締役　川村　清

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十六日

東京都千代田区岩本町二丁目一六番一三号

株式会社梅もと

代表取締役　綱　博行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十六日

東京都中央区新川二丁目九番三号

株式会社インフォース

代表取締役　濱松　毅

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月二十三日開催予定の臨時株主総会の決議を停止条件として、平成二十八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

株式会社ベイカレント・コンサルティング

代表取締役　萩平　和巳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年三月十六日

東京都新宿区市谷台町一四番一号

東華商事株式会社

代表取締役　林　晶

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北五一条東七丁目一〇一番地七三、最後の住所札幌市北区北三三条西四丁目二番一―三一〇号

被相続人　亡　佐藤　千洋

右被相続人は平成二十七年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成二十八年三月七日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十六日

札幌市南区澄川四条三丁目五番二五―三〇一号

相続財産管理人　佐藤　洋希

限定承認公告

本籍島根県浜田市内田町七七八番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　稲岡憲太郎

右被相続人は平成二十七年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十八年三月四日松江家庭裁判所浜田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十六日

島根県益田市あけぼの東町一三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所

相続財産管理人稲岡美智子

代理人弁護士　田上　尚志

限定承認公告

本籍広島県東広島市福富町上戸野四五〇八番地、最後の住所広島県東広島市福富町上戸野四五〇八

被相続人　亡　髙岡　一善

右被相続人は平成二十七年十月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月八日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十六日

広島市中区白島中町一七番三号　大澤総合法律事務所

相続財産管理人髙岡美佐子

右代理人弁護士　坂倉　敬済

事業譲渡及び金融商品取引業の廃止の公告

ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド（以下「甲」、その東京支店を以下、「東京支店」）は、適用法令上必要な許認可の取得及び登録を条件として、平成二十八年五月一日付でその事業の全部をニューエッジ・ジャパン証券株式会社（以下「乙」）に譲渡し、乙がその事業を引継ぐことになりました。これに伴いまして、甲の事業に関する一切の債権・債務は乙に引継がれますので、甲について、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はありません。東京支店は平成二十八年五月一日付をもって金融商品取引業のすべてを廃止いたします。なお、同日付をもって乙はソシエテ　ジェネラル証券株式会社にその商号を変更する予定です。以上につきまして、東京支店は、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年三月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

譲渡人　ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド

日本における代表者

ギヨーム・ビュアチェル

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

譲受人　ニューエッジ・ジャパン証券株式会社

代表取締役　ギヨーム・ビュアチェル

訂正公告

平成二十七年十二月二十二日（号外第二八七号）掲載の弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し中、楢﨑礼仁元会員の登録取消し（月日）「11月10日」とあるは「11月4日」の（事由）「請求」とあるは「死亡」の、桃井弘視元会員の登録取消し（月日）「11月17日」とあるは「11月5日」の（事由）「請求」とあるは「死亡」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十八年三月十六日　日本弁護士連合会

取消公告

平成二十八年三月三日掲載の盛岡地方裁判所に係る平成二十七年（再イ）第二七号小規模個人再生による書面決議に付する決定は取消します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	上	一二～一三	終りから四～三	処分を行った都道府県知事で市町村（都道府県又は市町村長を除き、以下同じ。）を被告として提起する訴訟において、当該市町村（都道府県又は市町村長を除く。）を代表する者は市町村長（都道府県知事）
五	上	一八	包む	含む
六	下	一	様式第十四号中	様式第十三号中
〃	〃	一	様式第十三号中	様式第十四号中
〃	〃	一	様式第十二号中	様式第十五号中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　三月十六日付第五八号九六
ページ●同日付政府調達第五一号二四ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）